

国会公契第 13 号
国官技第 241 号
国官総第 119 号
国营管第 271 号
国营計第 110 号
国港総第 350 号
国港技第 69 号
国空予管第 713 号
国空空技第 234 号
国空交企第 196 号
国北予第 17 号
令和 8 年 9 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

国土交通省直轄工事における参加者確認型随意契約方式の実施について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）が令和 6 年 6 月に改正され、同法第 21 条に「競争が存在しないことの確認による方式」が位置付けられたことを受け、国土交通省直轄工事を対象とした参加者の有無を確認する公募手続について下記のとおり定めたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏なきよう措置されたい。なお、本通知に基づく公募の手続終了後に行われる契約手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

記

1. 対象工事

本方式は、当該工事に必要な技術、設備、体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の二者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる国土交通省直轄工事を対象とする。

例えば、以下のような工事が対象工事として想定されるが、この例示に限定される趣旨のものではなく、発注工事ごとに必要な技術、設備、体制又は地域特性等を発注者が総合的に判断し、対象工事を選定するものとする。

（ア）維持工事

インフラの巡視、維持管理や除雪作業等、緊急時の速やかな現地対応が 24 時間体制で求められ、その地理的条件から競争参加要件を変更しても特定の二者以外の参加者が見込まれない維持工事であって、同一工区かつ工事内容が同様と認められる過去の工事発注において、当該地域の特定の二者しか競争に参加していない状況が継続している工事。

（イ）機械設備・電気通信設備等の専門工事

実施に当たって高度な技術や特殊な設備が必要とされる機械設備・電気通信設備等の修繕・更新・増設・改造等の工事であって、特定の二者以外にはその実施が困難である又は工事内容が同様と認められる過去の工事発注において特定の二者しか競争に参加していない状況が継続している工事。

2. 参加意思確認書の提出

- （1）大臣官房官庁営繕部、航空局及び各地方支分部局等における公募手続の実施部局（以下、「実施部局」という。）は、当該工事に必要な技術、設備、体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれることを確認した上で本方式を実施する工事を選定するとともに、当該工事に必要な技術、設備又は体制等を有している者を、当該者以外の者で当該工事の実施を希望する者がいない又は当該工事に必要な要件を満足する者

がない場合に当該工事の契約手続を行う予定の者（以下、「特定予定者」という。）として選定する。

なお、特定予定者に受注意思及び施工体制の確認を行った結果、受注意思が確認できない場合又は施工体制の要件を満たさない場合は手続を中止するものとする。

- (2) 特定予定者以外の参加者の有無を確認するため、当該工事への参加意思及び当該工事に必要な要件を満足することを確認する書類（以下、「参加意思確認書」という。）の提出を求める公募を行うものとする。参加意思確認書の提出期限は、原則として、説明書の交付開始日の翌日から起算して次に掲げる期間とする。

- ① 公募手続の公示日の 10 日以上前に 4. に定める公示予定情報を公表した場合又は「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官会第 1428 号、国官地第 25 号）、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国港管第 556 号）、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成 13 年 3 月 30 日国空経第 402 号）記 4. に規定される特定の時期に 5. に定める公示を行う場合 10 日
- ② 公募手続の公示日の 10 日以上前に公示に関する予定情報（以下、「公示予定情報」という。）を公表していない場合 20 日

3. 応募要件

応募要件は、5. (1)②の必要とする技術、設備、体制等を踏まえ、当該工事に真に必要な要件として①に加えて②から⑤に掲げるものを適宜選択の上、定めるものとする。その場合、随意契約理由との整合性にも十分留意するものとする。

① 基本的要件

「一般競争入札方式の手続について」（令和 5 年 12 月 27 日付け国会公契第 22 号、国官技第 272 号、国営計第 130 号）、「一般競争入札方式の手続について」（令和 5 年 12 月 22 日付け国港総第 521 号、国港技第 86 号）、「航空局における一般競争入札の実施について（平成 6 年 8 月 4 日空経第 722 号）（以下、総称して「一般競争入札手続通達」という。）に定める競争参加資格のうち、前二者については記 3. (2)①②③⑤⑥⑨⑩⑫、後者については記 3. (1)(2)(5)(6)(8)に相当する要件

- ② 技術力に関する要件
- ③ 設備に関する要件
- ④ 施工体制に関する要件
- ⑤ その他実施部局長等が必要と認める要件

4. 公示予定情報の公表

参加者の有無を確認する公募手続において、より確実に確認を行うため、5. (1)の公示の日の 10 日以上前に公示予定情報を公表する場合は、次に掲げる事項を実施部局のホームページへの掲載等により公表するものとする。

- ① 工事名
- ② 工事概要
- ③ 公示予定時期
- ④ その他実施部局長等が必要と認める事項

5. 公示

- (1) 実施部局長等は、参加意思確認書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を公示するものとする。
- ① 工事名、施工箇所、工事概要及び工期
 - ② 当該工事の実施に当たり必要とする技術、設備、体制等の応募要件
 - ③ 特定予定者以外の参加者の有無を確認するために公募を行った旨
 - ④ 説明書の交付期間及び交付方法
 - ⑤ 担当部局名
 - ⑥ 参加意思確認書の提出期限、提出先及び提出方法
 - ⑦ ②の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、随意契約手続に移行する旨
 - ⑧ ②の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札に移行する旨
 - ⑨ 競争参加資格の認定を受けていない者も⑥の参加意思確認書を提出することができるが、⑧の一般競争入札への参加に際しては開札までに当該資格の認定を受けていなければならない旨
 - ⑩ 手続において使用する言語及び通貨
 - ⑪ 関連情報を入手するための照会窓口
 - ⑫ その他実施部局長等が必要と認める事項
- (2) (1)の公示は、別添2公示例によるものとする。
- (3) (1)の公示は、実施部局のホームページへの掲載等により行うものとする。

6. 説明書の交付

- (1) 5(1)の公示後速やかに、説明書の交付を開始するものとし、参加意思確認書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。
- (2) 説明書には、5.(1)①から③及び⑤から⑪までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。
- ① 工事の詳細な説明
 - ② 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当部局、質問方法及びその回答方法
 - ③ 参加意思確認書の作成様式及び記載上の留意事項
 - ④ 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする旨
 - ⑤ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする旨
 - ⑥ 提出された参加意思確認書は、返却しない旨
 - ⑦ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない旨
 - ⑧ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない旨
 - ⑨ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある旨
 - ⑩ 8.(1)及び(2)に掲げる事項

⑪ その他実施部局長等が必要と認める事項

- (3) 説明書には、必要に応じ別冊として、公示の写し、図面、仕様書及び現場説明書（必要な場合に限る。）等を含めるものとする。

7. 参加意思確認書の審査

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、一般競争入札手続通達の記4に規定される「入札・契約手続運営委員会」及び「技術審査会」（これらに相当する会議体を含む。以下、双方を総称して「委員会等」という。）で審査を行うものとする。
- (2) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対する審査結果通知書には、次に掲げる事項を記載し、参加意思確認書の提出者へ通知するものとする。
- ① 応募要件を満たさないとされた理由（3. に掲げる応募要件のいずれを欠くとされたのかを含む。）
- ② 8. (1)に掲げる事項
- (3) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対する審査結果通知書には、一般競争入札に移行する予定である旨を記載し、特定予定者及び参加意思確認書の提出者へ通知するものとする。

8. 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- (1) 7. (2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、実施部局長等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとする。
- (2) 実施部局長等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明要求期限の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。
- (3) 実施部局長等は、(2)の回答内容を委員会等に報告するものとする。

9. 応募要件を満たすと認められる者がいる場合の取扱い

応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、別途、一般競争入札の手続に移行するものとする。

10. 参加意思確認書の提出者がいない又は応募要件を満たすと認められる者がいない場合の取扱い

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、会計法令に基づき、特定予定者との随意契約手続に移行するものとする。

- ① 参加意思確認書の提出者がいない場合
- ② 提出された参加意思確認書を審査した結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合

11. 実施上の留意事項

実施部局長等は、対象工事の選定、応募要件及び特定予定者の決定並びに参加意思確認書の審査に当たっては、委員会等を活用するものとする。このとき、対象工事の選定に併せて、当該工

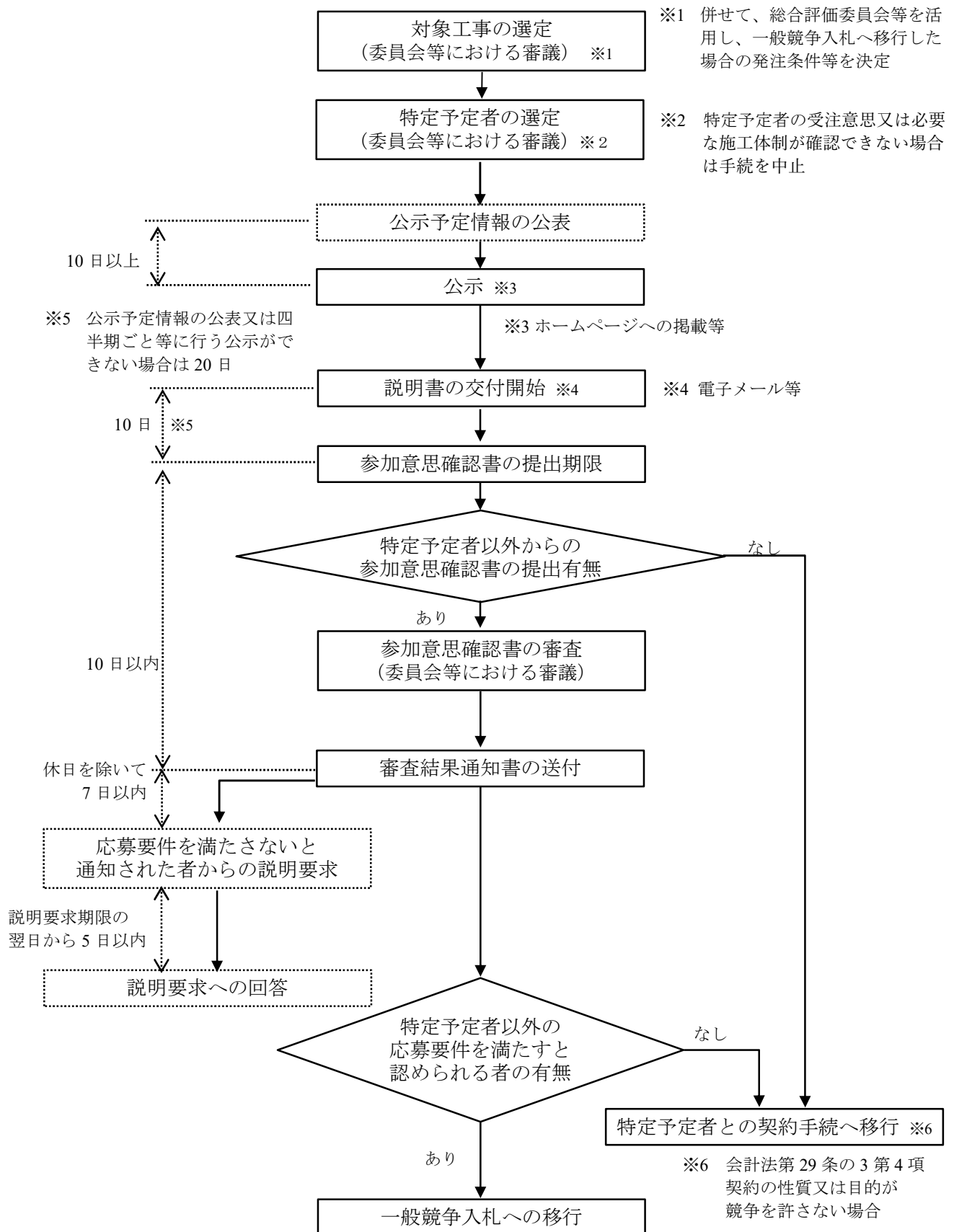
事を一般競争入札へ移行した場合の発注条件、その他本手続の実施に必要な手続について決定する際には、総合評価委員会（「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（これらに相当する会議体を含む）別添の総合評価委員会設置要領準則を根拠に実施部局で設置するもの）も併せて活用することとする。

附 則

（適用期日）

この通知による手続は、令和８年９月１７日以降に公募手続に基づく参加意思確認書の提出を求める公示を行う工事から適用するものとする。

別添 1 フロー図



参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和〇〇年〇月〇日

○○局長 ○○ ○○

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本工事については、○○○○○○○○○○○している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、３．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本工事に必要な〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を有している者（以下、「特定予定者」という。）との契約手続に移行する。

なお、３．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札の手續に移行するものとする。

2. 工事概要

- ① 工事名 ○○○工事
- ② 施工箇所 ○○事務所○○出張所管内
- ③ 工事概要 ○○事務所○○出張所管内の○○工事を行うこと。
○○工 1 式、○○工 1 式、○○工 1 式
- ④ 工期 令和○年○月○日から令和○年○月○日

3. 応募要件

- ① 基本的要件
- ② 技術力に関する要件
- ③ 設備に関する要件
- ④ 施工体制に関する要件
- ⑤ その他〇〇局長等が必要と認める要件

4. 手續等

- ① 担当部署
〒000-0000 ○○県○○市○○町○-○-○
○○地方整備局 ○○事務所 ○○課 ○○係
電話 0000-00-0000、メールアドレス xxxxxx@xxxxxx.xx
- ② 説明書の交付期間及び交付方法
交付期間：令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日○時○分から○時○分まで)

交付方法：原則として電子メールにて交付を行う。交付申請の際は、着信を確認すること。

③ 参加意思確認書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和〇年〇月〇日 〇時〇分

提出先：上記①に同じ

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。提出の際は、着信を確認すること。

提出期限内に参加意思確認書が提出先に届かなかった場合は、無効とする。

5. その他

① 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

② 関連情報を入手するための照会窓口 4. ①に同じ。

③ 〇〇地方整備局における〇〇工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合も 4. ③により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札へ移行した際の競争参加に際して開札までに当該資格の認定を受けていなければならない。

④ 詳細は説明書による。